

特別支援教育就学奨励費のご案内



● 特別支援教育就学奨励費とは

国の補助のもとで行っている制度です。特別支援学級等に通う児童生徒の保護者の方に対し、給食費などの経費の一部を支給することで、経済的な負担を軽減するための制度です。

● 対象となる方

- (1) 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の方
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当し、通常学級に通学する児童生徒の保護者の方
- (3) 通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者の方（通学費のみが対象）

※(1)(2)で、生活保護費・就学援助費を受給している方は、「交流及び共同学習交通費」及び「職場実習交通費（中学校のみ）」が対象となります。なお、生活保護費を受給している方で、上記の費目を生活保護費から受給した場合は、特別支援教育就学奨励費からの支給はありません。

※(3)で、生活保護費・就学援助費を受給している方も対象となります。

● 手続きの流れ

- (1) 期日までに、書類（調書等）を提出してください。
- (2) 国で定める世帯の所得基準に応じて計算された支弁区分（Ⅰ～Ⅲ段階）の決定を市から通知します。
- (3) 支弁区分に応じて振込を行います。

【提出書類】

- ・ 【令和7年度】特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（全員）
※受給を希望しない場合も、辞退の旨記入し提出してください。
- ・ 就学奨励費振込依頼書（受給希望者のみ）
- ・ 就学奨励児童生徒に係る通学届（受給希望者のみ）
- ・ 令和7年度所得・（非）課税証明書（受給希望者で令和7年1月2日以降新座市に転入した方のみ）※生計を共にする方で、所得のある方全員分を提出してください。

● 令和7年度支給限度額（予定）

【単位；円】

区分		小学校	中学校
①学用品・ 通学用品購入費	1学期分	1,940	3,800
	2学期分	2,425	4,750
	3学期分	1,455	2,820
	計	5,820	11,370
②校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		800	1,155
③校外活動費 (宿泊を伴うもの・林間学校含む。)		1,845	3,105
④新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費		28,530	31,500
⑤体育実技用具費	柔道	-	3,825
	剣道	-	26,455
	スキー	-	19,015
⑥修学旅行費		実費(ただし、心付け、乗務員経費、雑費等の 補助対象外経費を除いた額)の2分の1	
⑦通学費		実費(第Ⅲ段階は実費の2分の1) ※通級児童生徒も対象となります。	
⑧交流及び共同学習交通費		実費(第Ⅲ段階は実費の2分の1)	
⑨職場実習交通費			実費 (第Ⅲ段階は実費の2分の1)
⑩学校給食食材費		実費の2分の1	

※ 区分によって、支給する経費や金額が異なります。第Ⅲ段階は⑦、⑧及び⑨のみの支給となります。

※ 支給額は変更となることがあります。



問合せ

新座市教育委員会学務課
特別支援教育就学奨励費担当
(新座市役所第二庁舎 2 階)
電話 048-477-6869